時価等情報

■有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	2020年度中間期末			2021年度中間期末		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,172	4,210	37	3,300	3,315	15
	その他	10,000	10,289	289	10,000	10,431	431
	小計	14,172	14,499	327	13,300	13,747	447
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	900	892	△ 7	875	866	△ 8
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	900	892	△ 7	875	866	△ 8
合計		15,072	15,392	319	14,175	14,613	438

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

（単位：百万円）

種類	2020年度中間期末	2021年度中間期末
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	7,385	7,385
関連法人等株式	—	—
投資事業組合出資金	1,089	929
合計	8,475	8,314

（注）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格のない株式等であります。

(3) その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	2020年度中間期末			2021年度中間期末		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	18,695	5,604	13,090	19,294	8,676	10,617
	債券	316,503	309,621	6,882	314,644	309,318	5,325
	国債	10,784	10,750	34	2,496	2,466	29
	地方債	184,448	179,707	4,740	187,540	184,030	3,509
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	121,270	119,162	2,107	124,607	122,820	1,786
	その他	81,789	78,963	2,825	91,162	86,000	5,162
	小計	416,988	394,189	22,798	425,100	403,995	21,105
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,704	9,250	△ 1,546	5,169	6,373	△ 1,204
	債券	81,197	81,799	△ 602	115,200	115,654	△ 453
	国債	13,889	14,233	△ 343	16,041	16,117	△ 75
	地方債	41,254	41,406	△ 151	60,749	60,995	△ 246
	短期社債	—	—	—	5,399	5,399	—
	社債	26,053	26,159	△ 106	33,009	33,141	△ 132
	その他	19,927	21,779	△ 1,851	67,330	68,855	△ 1,524
	小計	108,829	112,829	△ 4,000	187,700	190,883	△ 3,182
合計		525,817	507,019	18,798	612,801	594,878	17,923

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

（単位：百万円）

種類	2020年度中間期末	2021年度中間期末
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	1,498	1,320
非上場外国株式	7	7
組合出資金	6	—

⑷ 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前中間期における減損処理額は、128百万円(全て株式)であります。

当中間期における減損処理額は、155百万円(全て株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

⑴ 中間期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄

⑵ 中間期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄

ア　時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合

イ　株式の発行会社が債務超過の状態にある場合

ウ　株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

■金銭の信託関係

1．満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。